

## 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の公開の手続について（案）

平成 15 年 5 月 28 日  
科学技術・学術審議会  
研究計画・評価分科会  
(平成 23 年 2 月 15 日一部改正)  
(平成 25 年 3 月 4 日一部改正)  
(平成 25 年 8 月 22 日一部改正)  
(平成 31 年 4 月 17 日一部改正)

科学技術・学術審議会令第 11 条、科学技術・学術審議会運営規則第3-4条第 7 項及び科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則第7-8条に基づき、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の公開の手続について、以下のように定める。

1. 会議の日時・場所・議事を開催の原則 1 週間前の日（1 週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開序日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/> の報道発表の一覧）に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。
2. 傍聴については、以下のとおりとする。
  - (1) 一般傍聬者
    - ①一般傍聬者については開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開序日とする。以下同じ。）17 時までに科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課）に登録する。
    - ②基本的には先着順に傍聬者を決定する。
  - (2) 報道関係傍聬者 報道関係傍聬者については、1 社につき原則 1 名とし（撮影のために会議冒頭のみ入場する報道関係者を除く。）、開催前日 17 時までに科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課）に登録する。
  - (3) 委員関係者、各府省関係者 委員関係者、各府省関係者については、開催前日 17 時までに科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課）に登録する。
3. 会議の撮影、録画、録音について
  - (1) 傍聬者は、分科会長が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。
  - (2) 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。

なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。

①会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、分科会長  
又は事務局の指示に従うものとする。

②スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うも  
のとする。

③撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。

(3) 分科会の記録は、委員確認済みの議事録をもって公式の記録とする。

#### 4. その他

(1) 傍聴者が、会議の進行を妨げていると分科会長が判断した場合には、退席を求める  
ことができることとする。また、分科会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入  
場する事を禁止する。

(2) 傍聴者数については、会場の都合により人数を制限する場合がある。

(3) その他、詳細は分科会長の指示に従うこととする。